mixi

2013 年 5 月 23 日

各 位

株式会社ミクシィ
代表取締役社長 笠原健治
（コード：2121 東証マザーズ）
問合せ先 取締役経営推進本部長 荻野泰弘
（電話番号 03-5738-5900）

取締役の報酬額の改定及び
取締役に対する株式報酬型ストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役の報酬額の改定及び当該取締役の報酬額の枠内で、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することにつきまして、第 14 期定時株主総会へ付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定

当社の取締役の報酬の額は、2004年8月26日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内、また2012年6月26日開催の定時株主総会にてストックオプションとして年額10百万円以内についてご承認いただき今日に至っておりますが、第14期定時株主総会において付議予定の定款の一部変更議案及び取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数の上限は7名より9名、取締役は5名より7名（うち社外取締役2名。）に増員となります。そこで、取締役の報酬枠を月例報酬とストックオプションを併せて年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内。）と変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、上記報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行

当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることに対する誘因を与えることを目的として、上記報酬の枠内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、以下の通りであります。

（1）新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、上記の年額200百万円の範囲内で取締役に株式報酬型ストックオプションとして付与する報酬の総額を定め、これを新株予約権の割当てを決議する取締役会前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデル等に基づいて算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数（ただし、整数未満の端数は切り捨てる。）を限度とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通

知するものとする。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4)新株予約権を行使することができる期間
　新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(7)新株予約権の行使の条件
　新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(8)新株予約権の払込金額
　新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

(9)その他の新株予約権の内容
　新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上